

(仮称)札幌市読書活動推進・図書館振興計画

令和〇年(202〇年)〇月

札幌市教育委員会中央図書館

目次

(仮称) 札幌市読書活動推進・図書館振興計画の全体像	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の位置付け	2
(1) (仮称)札幌市読書活動推進・図書館振興計画の位置付け	2
(2) 札幌市の行政計画としての位置付け	2
(3) その他	2
2 計画期間	3
3 現計画との関係	3
4 計画の対象	3
5 対象事業	3
第2章 計画策定にあたり考慮すべき環境の変化	4
1 社会環境の変化	4
(1) 人口減少と少子高齢化の進行	4
(2) 家族形態・地域社会の変化	4
(3) 情報化・グローバル化の進展への対応	5
(4) その他の社会環境の変化	5
2 読書環境の変化	6
(1) 成人の読書活動の状況	6
(2) 子どもの読書活動の状況	6
(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備	8
3 札幌市の図書館の状況	9
4 環境の変化を踏まえた今後の方向性	10
第3章 第2次図書館ビジョン策定以降の国・北海道及び札幌市の動向	12
1 国や北海道の図書館政策を取り巻く動向	12
(1) 国の動向	12
(2) 北海道の動向	12
2 札幌市の動向	13
(1) 近年の札幌市のまちづくり計画	13

(2) 近年の教育・生涯学習に関する計画等	13
3 国・北海道及び札幌市の動向を踏まえた今後の方向性	15
第4章 図書館ビジョン及び子ども読書プランにおける成果と課題	17
1 図書館ビジョン	17
(1) 主な取組内容	17
(2) 第2次図書館ビジョンの成果と課題	18
(3) 成果と課題を受けた今後の方向性	18
2 子ども読書プラン	20
(1) 主な取組内容	20
(2) 第3次子ども読書プランの成果と課題	21
(3) 成果と課題を受けた今後の方向性	22
第5章 計画の方向性と基本理念	23
1 これまでの成果や課題を踏まえた計画の重要な「三つの観点」	23
2 基本理念	23
第6章 具体的な施策の展開	26
基本方針1 市民の読書環境の充実と情報活用の支援	26
基本方針2 子どもの読書環境の充実と読書活動の支援	31
基本方針3 全ての市民の学びと情報の拠点としての環境整備	38
基本方針4 持続可能な図書館サービスを見据えた図書館運営	41
第7章 計画の推進のために	44
1 進行管理及び評価・検証	44
2 推進体制	44
資料編	45
1 読書活動についてのアンケート調査結果（概要）	45
2 統計データ（札幌市図書館の利用実績等）	45
3 取組項目一覧	45
4 策定経過	45

5	札幌市図書館協議会審議経過	45
6	パブリックコメント手続	45
7	関係法令等	45

コラム 《図書館の自由に関する宣言》

「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」

これは、我が国の図書館を代表する組織である「公益財団法人 日本図書館協会」が決議した「図書館の自由に関する宣言」の書き出しです。

宣言は、続いてこの任務を果たすための確認事項として、第1に「図書館は資料収集の自由を有する」こと、第2に「図書館は資料提供の自由を有する」こと、第3に「図書館は利用者の秘密を守る」こと、第4に「図書館はすべての検閲に反対する」ことの4つの確認事項を掲げています。

書き出しに「基本的人権」とあることから、現在の日本の住民にとっては、ごく当たり前のことのようにも思えますが、宣言の中で歴史的な反省があるように、自由を守るためには、不断の努力を重ねていく必要があります。

中央図書館にも、入口すぐの場所に図書館の自由に関する宣言を掲示していますが、札幌市の図書館は図書館の自由を守るため、今後も努力を重ねていきます。

(photo)

(仮称) 札幌市読書活動推進・図書館振興計画の全体像

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の位置付け 法律等で策定努力義務がある計画 まちづくり戦略ビジョンの個別計画 その他
- 2 計画期間 5年間 3 現計画との関係 図書館ビジョンと子ども読書プランの後継計画
- 4 計画対象 市民全般及び各種団体 5 対象事業 読書活動推進及び図書館運営に関する事業全般

第2章 考慮すべき環境変化

- 1 社会環境の変化 人口減少・少子高齢化 家族・地域の変化 情報化・グローバル化 その他
- 2 読書環境の変化 成人の読書 子どもの読書 視覚障がい者等の読書
- 3 札幌市の図書館を取り巻く状況 オンライン化 登録者数が6人に1人 予算確保が難しい

第3章 国・北海道及び札幌市の動向

- 1 国や北海道の動向 法改正 図書館設置等基準改正 子どもの読書活動推進関係計画等策定
- 2 札幌市の動向 まちづくり戦略ビジョン 生涯学習推進構想 新たな生涯学習推進体制の方針
- ⇒ 更に図書館協議会答申・社会教育委員会議提言

第4章 図書館ビジョン及び子ども読書プランにおける成果と課題

- 1 図書館ビジョン
- ① 市民の生活や活動に役立つ図書館
 - ② 本・人・文化を結ぶ図書館
 - ③ 広く情報を発信し、市民とともに成長する図書館
- 図書館の全体満足度が上昇
○利用者拡大や情報化などに改善余地
- 2 子ども読書プラン
- ① 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実
 - ② 子どもの読書活動に関する普及啓発
 - ③ 子どもの読書環境の充実
- 一部に改善が見られるが指標は未達成
○十分な活性化に至らず努力の継続必要

今後の方向性
課題や目指したい姿

第5章 計画の方向性と基本理念

1 成果や課題を踏まえた計画の重要な三つの観点



2 基本理念 重要な三つの観点を踏まえ 「市民の生涯にわたる学びや創造的な活動を支える」

第6章 具体的な施策の展開 ～四つの基本方針に沿って具体的事業を展開～

- 基本方針1 市民の読書環境の充実と情報活用の支援 基本方針2 子どもの読書環境の充実と読書活動の支援
- 基本方針3 全ての市民の学びと情報の拠点としての環境整備 基本方針4 持続可能な図書館サービスを見据えた図書館運営

第7章 計画の推進のために

- 1 進行管理及び評価・検証 毎年度アンケート調査や点検・評価 適宜見直し
- 2 推進体制 市民活動団体・企業・教育機関・行政などオール札幌で課題解決のため連携
- 成果指標
●図書館利用に満足している人の割合
●読書が好きな子どもの割合

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の位置付け

(1) (仮称)札幌市読書活動推進・図書館振興計画の位置付け

この計画は、読書活動の推進や図書館の運営に関する計画として、次の3つの位置付けを有するものとします。

① 「図書館法」(昭和25年4月30日法律第118号)第7条の2に基づく「 <u>図書館の設置及び運営上の望ましい基準</u> 」(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)で定められる <u>市町村図書館における基本的運営方針及び事業計画</u>
② 「 <u>子どもの読書活動の推進に関する法律</u> 」(平成13年12月12日法律第154号)第9条第2項に規定される <u>市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画</u>
③ 「 <u>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律</u> 」(令和元年6月28日法律第49号、以下「 <u>読書バリアフリー法</u> 」という。)第8条第1項に規定される <u>地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画</u>

(2) 札幌市の行政計画としての位置付け

この計画は、札幌市のまちづくりに関する最上位の総合計画「**札幌市まちづくり戦略ビジョン**」〔平成25年(2013年)策定〕の個別計画としても位置付ける必要があることから、次のような計画などとも整合性を保ちながら、市民の読書活動に関する取組を含む図書館政策全般を実施していきます。

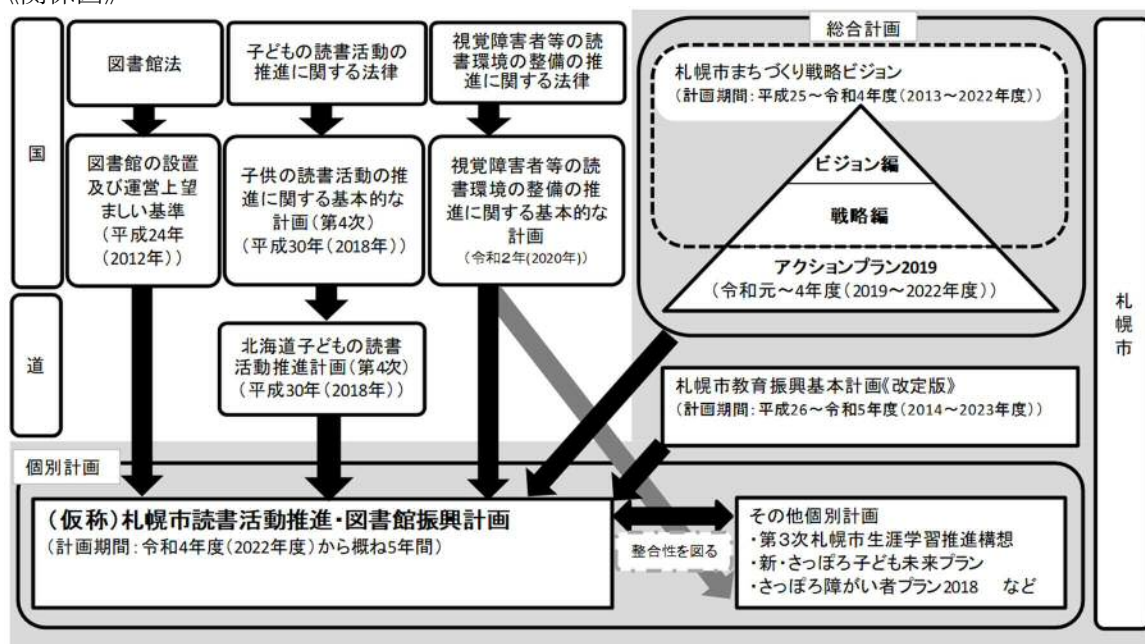
○ 札幌市の中期実施計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」〔令和元年(2019年)策定〕
○ 教育施策を総合的に示す計画である「札幌市教育振興基本計画」〔平成26年(2014年)策定〕
○ 子どもの権利の推進と子どもの育ちや子育てを総合的に支援する計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン」〔平成27年(2015年)策定〕
○ その他策定済みの各行政計画

(3) その他

地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画としては、本計画のほか、令和5年(2023年)策定予定の「さっぽろ障がい者プラン《改訂版》」でも同様に位置付けることを予定しています。

なお、これらの関係性については、次に示す関係図のとおりとなっています。

《関係図》



2 計画期間

計画期間は、令和4年度(2022年度)から5年間とします。

3 現計画との関係

札幌市ではこれまで、図書館の運営やサービスの基本的な考え方・方向性を示す「札幌市図書館ビジョン」(以下「図書館ビジョン」という。)と、子どもが自主的に楽しく読書し、読書活動を通じて生きる力を育む環境づくりを進めるための施策を示す、「札幌市子どもの読書活動推進計画」(さっぽろっこ読書プラン、以下「子ども読書プラン」という。)を策定、推進してきました。今回、この二つの計画を統合することで、市民の読書活動への支援を総合的に進め、社会全体で子どもの読書活動を支える環境を整えるとともに、図書館の運営やサービスの基本的な考え方を一体として示すこととします。

また、この計画は、これまでの二つの計画、図書館ビジョンと子ども読書プランの後継計画として整理しています。

4 計画の対象

この計画の対象は、統合する二つの計画の対象範囲を全て含む、乳幼児から高齢者までの市民全般とします。

また、図書館や学校等の読書活動と関わりを持っている団体、更にそれらの活動を支えていただいている各種の団体も対象とします。

5 対象事業

この計画では、札幌市における市民の読書活動の推進に資する事業及び図書館運営に関する事業を広く対象とします。

第2章 計画策定にあたり考慮すべき環境の変化

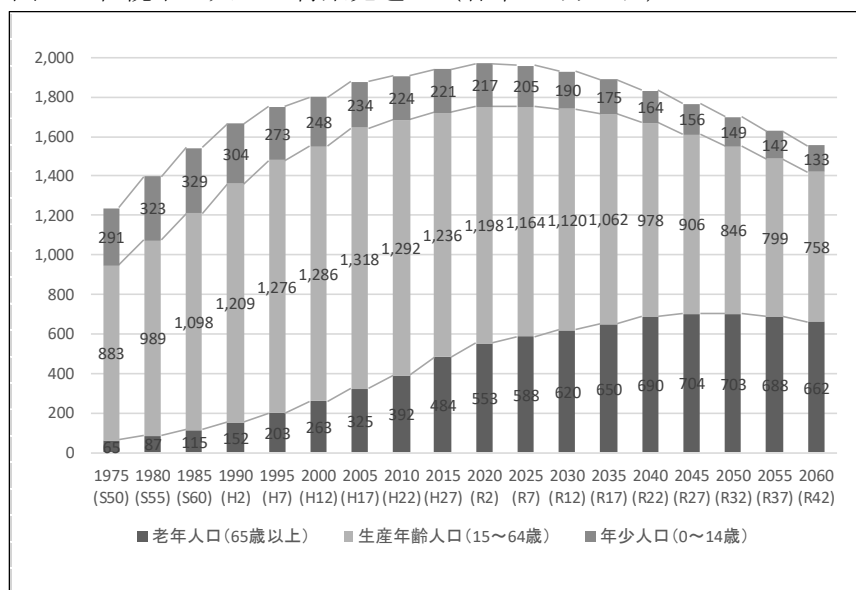
1 社会環境の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、平成20年(2008年)をピークに総人口が減少に転じており、人口減少時代¹を迎えています。

札幌市の人口も、間もなく減少に転じると推計²されており、今後は生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小や税収の減少、社会保障費の増加、老朽化した都市基盤の更新需要の集中などが懸念され、市民の暮らしに大きな影響を及ぼすおそれがあります³。

図1 ■札幌市の人口の将来見通し（各年10月1日）



(2) 家族形態・地域社会の変化

さらに、我が国では「夫婦と子ども」の世帯や三世同居が含まれる核家族以外の世帯が減少傾向にある一方で、「夫婦のみ」の世帯や単独世帯が増加傾向⁴にあり、特に札幌市では「夫婦と子ども」の世帯の減少が顕著という特徴⁵もあります。

また、近年の少子化、核家族化、都市化、情報化等の社会情勢の急激な変化や、人間関係、地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景として『地域の教育力』が低下し、子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしているとの指摘⁶があります。

¹ 「平成30年版 情報通信白書」【総務省、平成30(2018)、2頁】

² 「第2期さっぽろ未来創生プラン」【札幌市、令和2(2020)、46頁】

³ 「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」【札幌市、令和元(2019)、2頁】

⁴ 「平成13年版厚生労働白書」【厚生労働省、平成13(2001)、50頁】

⁵ 「さっぽろ子ども未来プラン」【札幌市、平成16(2004)、16頁】

⁶ 「地域の教育力の向上を目指した本道における生涯学習の在り方～効果的な学習成果の活用方策の視点から」【北海道生涯学習審議会、平成21(2009)、1頁】『地域の教育力』は「住民自らが認識した地域の課題について、それを自ら解決し、地域としての価値を創造していくための力」と説明されている。

(3) 情報化・グローバル化の進展への対応

近年、情報通信技術の急速な進歩に伴い、生活のあらゆる場面で多様な情報に触れることが容易になり、情報通信機器の利用時間も増加傾向⁷にあります。

このような情報化の動きは、個々の業務の能率を向上させるだけでなく、新たな人間関係の構築など、社会に大きな変化をもたらしています。

また、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新などにより、社会構造や雇用環境は大きく、かつ急速に変化しており、将来の予測が困難な時代になっています⁸。

「デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）⁹」といった考え方が広く知られるようになる中、2020年の新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、非接触・リモート型の働き方への転換等、感染症リスクに対して強靱な経済構造の構築が求められており、そのためにも、身近では情報格差（デジタル・ディバイド）の解消が必要と考えられます。

(4) その他の社会環境の変化

○ 持続可能な開発目標（SDGs〔エス・ディー・ジーズ〕）

平成27年(2015年)の「国連持続可能な開発サミット」で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。

SDGsは“誰一人取り残さない”という考え方のもと、それぞれ密接に関連した17のゴール（目標）を設定し、経済、社会、環境の三つの側面のバランスのとれた持続可能な開発を目指すこととしており、「SDGs未来都市」に選定されている札幌市は、この考え方を様々な取組に反映することとしています。

○ 新型コロナウイルス感染症と新しい生活様式

令和元年(2019年)12月に初めて検出された「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」はその後、世界中に拡大し、令和2年(2020年)5月には、専門家会議の提言を踏まえ、厚生労働省から、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式¹⁰」が提示されました。

札幌市の図書館でも、感染拡大防止の観点から数回の臨時休館を行い、再開中も「図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン¹¹」を参考とした対応を行いましたが、この計画の策定時点では、完全な終息には至っておらず、引き続き感染予防対策などが必要とされる状況にあります。

⁷ 「令和元年度版 情報通信白書」【総務省、令和2（2020）、22頁】

⁸ 「教育の情報化に関する手引き」【文部科学省、平成元（1989）、9頁】

⁹ ウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」との概念。「情報通信白書平成30年版」【総務省、平成30（2018）、3頁】

¹⁰ 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取入れた生活様式【厚生労働省HP、令和3（2021）3月閲覧】

¹¹ 公益社団法人日本図書館協会【令和2（2020）】

2 読書環境の変化

(1) 成人の読書活動の状況

札幌市が 10 年前に実施したアンケート¹²によると、読書が「好き」な成人は 79.6%、1 か月に 1 冊以上本を「読んだ」成人は 70.4%で、令和 2 年（2020 年）に実施した同様の調査との比較では、「好き」な成人に大きな変化はないものの、「読んだ」成人の割合が約 15 ㇿ低下したほか、年代が下がるにつれて、その傾向が強くなってきています。

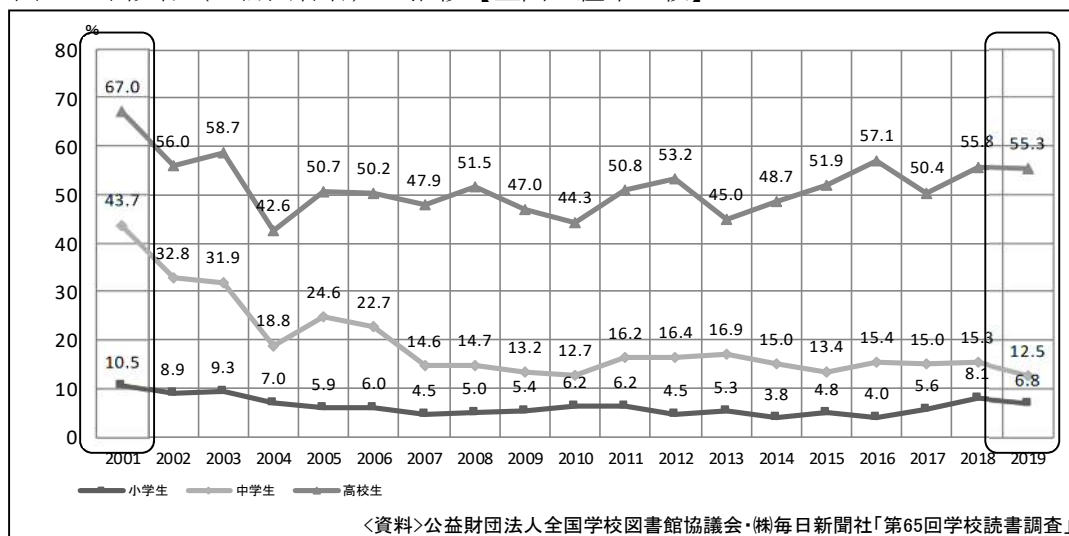
読書をしない理由としては、「読む時間がない」が、「一般¹³」でも「保護者¹⁴」でも最も高く（52.5%、82.9%）、次いで「読みたいと思う本がない」や「読むのが面倒」が高い水準を示しており、特に「読む時間がない」との回答は、「一般」では 30 歳代が最も多くなっています。

このように、比較的若い世代の読書量には減少傾向が見られ、今後の子ども世代の読書活動に、同じような影響を与えることが懸念されます。

(2) 子どもの読書活動の状況

全国の 1 か月間に本を 1 冊も読まなかった子どもの割合（不読率）の推移¹⁵について、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行された平成 13 年（2001 年）と令和元年（2019 年）とを比較すると、小学生が 3.7 ㇿ減（6.8%）、中学生が 31.2 ㇿ減（12.5%）、高校生が 11.7 ㇿ減（55.3%）と、それぞれ改善しています。

図 2 ■不読者（0 冊回答者）の推移【全国・経年比較】



1 か月の一人当たりの読書冊数では、小学生は 6.2 冊から 11.3 冊に、中学生は 2.1 冊から 4.7 冊に増えており、高校生はほぼ横ばいの状況です。

¹² 「読書活動についてのアンケート調査」【札幌市、平成 21（2009）】

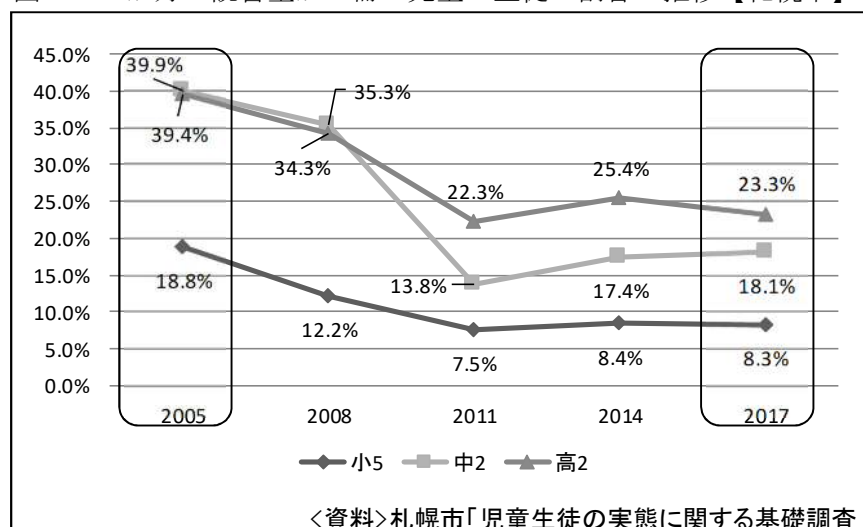
¹³ 「読書活動についてのアンケート調査」報告書【札幌市、令和 2（2020）、1 頁】における、住民基本台帳から無作為抽出した「一般市民」のこと

¹⁴ 同じく市立の幼稚園・保育園・認定こども園の「保護者」のこと

¹⁵ 「第 65 回学校読書調査報告」【全国学校図書館協議会、令和元（2019）】

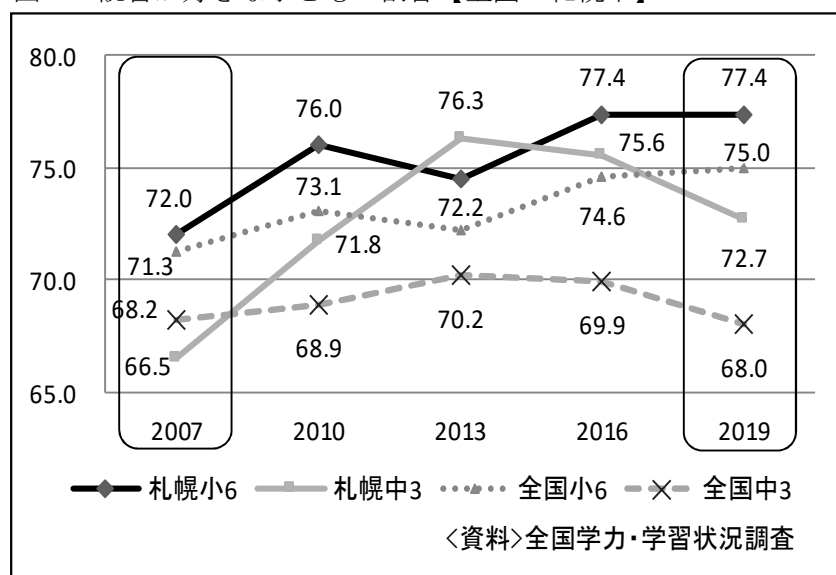
一方、3年ごとに実施している札幌市の「児童生徒の実態に関する基礎調査」によると、12年前の平成17年（2005年）と比較した平成29年（2017年）の不読率は、小学5年生で10.5ポイント減（8.3%）、中学2年生で21.8ポイント減（18.1%）、高校2年生で16.1ポイント減（23.3%）と大きく改善してきているものの、学校段階が上がるとともに読書冊数が減り、不読率が増える傾向には変化はありません。

図3 ■ 1か月の読書量が0冊の児童・生徒の割合の推移【札幌市】



また、「全国学力・学習状況調査」（平成31年（2019年）4月）によると、札幌市の子どもは、全国の状況と比べて「好き」、「どちらかというが好き」と肯定的な回答をした割合が上回っており、12年前との比較では、小学6年生で5.4ポイント増（77.4%）、中学3年生で6.2ポイント増（72.7%）と小・中学生とも増加していますが、近年は中学生で減少傾向にあります。

図4 ■ 読書が好きな子どもの割合【全国・札幌市】



普段の1日当たりの読書時間が「10分以上」と回答した子どもの割合も、全国調査のデータと比べて高く、12年前との比較では、小学6年生が3.3ポイント増（65.8%）、中学3年生が2.8ポイント増（51.0%）と小・中学生とも増加していますが、やはり近年は中学生で減少傾向が見られます。

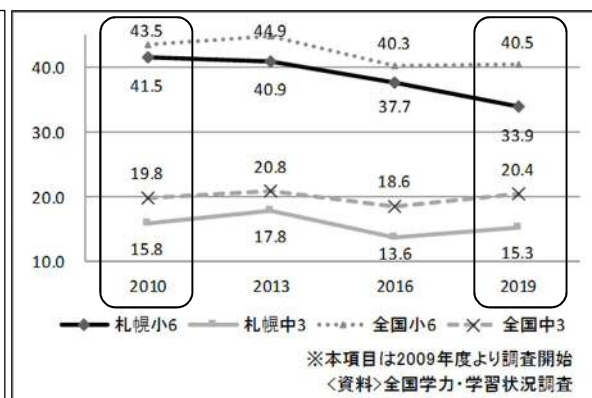
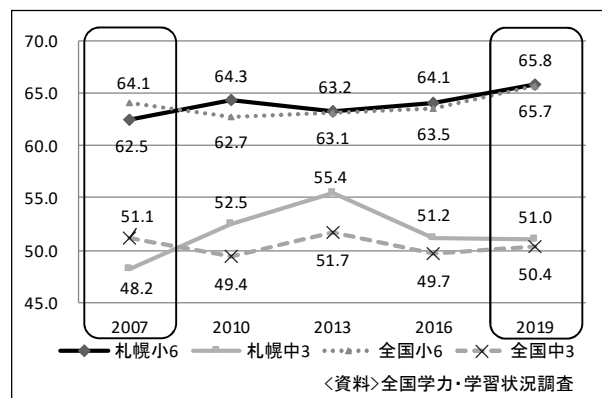
なお、学校図書館・室や地域の図書館に行く回数については、全国と比べて低い水準であり、9年前との比較では、小学6年生が7.6割減（33.9%）、中学3年生が0.5割減（15.3%）と、小・中学生とも減少傾向が見られます。

図5 ■家や図書館で普段（月～金）10分以上読書する子どもの割合【全国・札幌市】

図6 ■昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館に月1回以上行く子どもの割合【全国・札幌市】

（図5）

（図6）



(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備

令和元年（2019年）6月21日に、「国民読書年」からおよそ10年の時を経て「読書バリアフリー法」が成立、同28日に施行されました。

同法の制定には、当事者団体による地道で粘り強い働きかけが大きく影響しており、加えて「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約¹⁶」の締結などの動向もその後押しとなりました¹⁷。

全18条からなる同法は、第1条で目的として「視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」と明示しています。また第3条には、① 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及を図るとともに、電子書籍等以外の視覚障害者等が利用しやすい書籍も引き続き提供されること、② 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍等の量的拡充と質の向上を図られること、③ 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされることの三つの基本理念が示されており、今後の読書環境には、これまで以上に広い意味でのバリアフリーが求められるものと考えられます。

¹⁶ この条約は、視覚障害者等の方々による著作物の利用機会を促進するため、点字、音声読み上げ図書等の「利用しやすい様式の複製物」に関し、各国の国内法令において著作権の制限又は例外を規定するとともに、そうした複製物を、国境を越えて交換すること等について定めている。【外務省 HP「我が国による「視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約」の締結」、令和3（2021）1月閲覧】

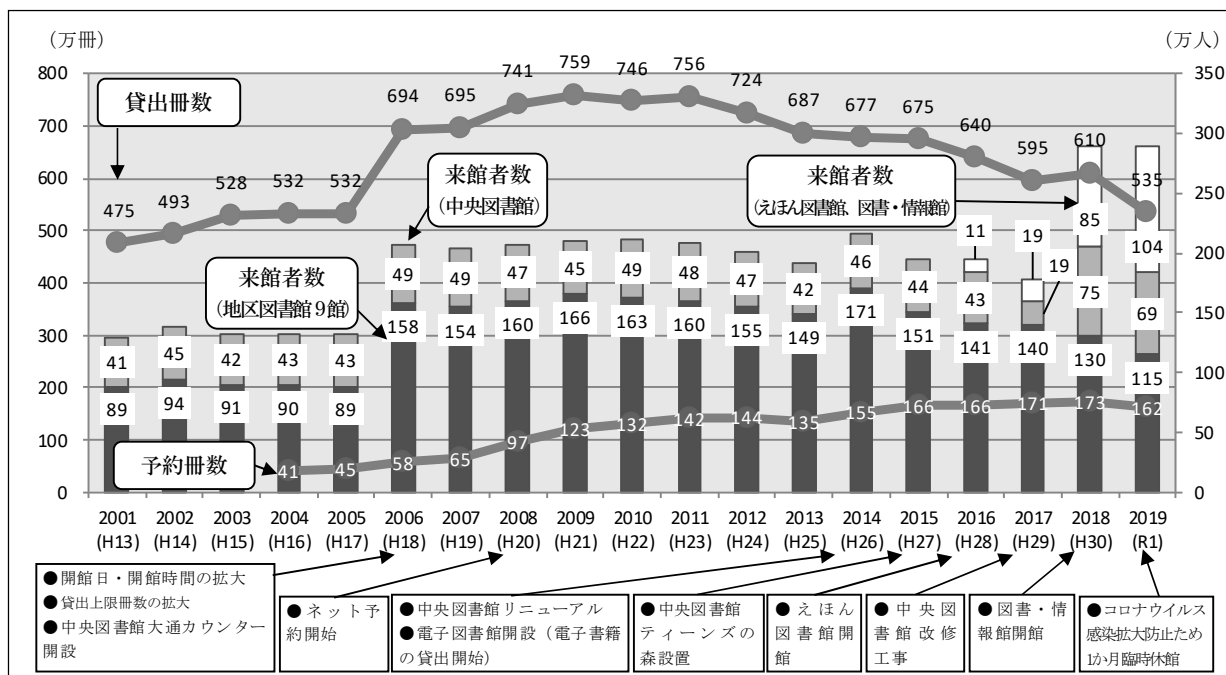
¹⁷ 野口武悟「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の内容と今後の展開」【図書館雑誌、令和2（2020）4月】

3 札幌市の図書館の状況

札幌市には、令和3年（2021年）4月現在、市内各地に47の図書施設があり、中央図書館をはじめとする12の図書館と、区民センター・地区センターなどコミュニティ施設内の図書室、生涯学習センター内のメディアプラザ、大通カウンター等の31か所を合わせた43か所をオンラインシステムで結び、これらのどの施設でも図書の貸出、返却、予約本の受け取りができる体制を構築してきました。

こうした二期にわたる図書館ビジョンの取組に基づく利便性の向上などにより、来館者数や予約冊数は、従来と比べて大幅に増加しました。

図7 ■札幌市図書館における来館者数、貸出冊数、予約冊数の推移



また、例年実施している来館者アンケートによると、「全体の満足度」の質問に対して、ここ数年「満足」・「どちらかといえば満足」の回答が合計でおよそ9割に達しており、令和元年(2019年)には「ライブラリーオブザイヤー¹⁸ 2019」で表彰を受けるなど、全国的にも高い評価をいただいたところです。

一方で、「読書活動についてのアンケート調査」の結果から、図書館の取組やサービスなどの認知が十分でなく、情報発信力に課題があると考えられることが明らかになっているほか、図書館を利用しないと回答した方がその理由として、「本を読まない・目的がない」、「自宅や職場から遠い」、「子どもを連れて行きにくい」などを挙げている状況です。

加えて、現在は貸出登録者数が市民の6人に1人とどまっていること、地区図書館の来館者数が減少傾向にあること、札幌市全体の厳しい財政状況を反映し、特に図書購入費予算を確保することが難しい状況にあることなど、図書館を運営するうえで難しい課題もあります。

¹⁸ これからの図書館のあり方を示唆するような先進的な活動を行っている機関に対して、NPO 法人 知的資源イニシアティブ(IRI)が授与している賞で、平成18(2006)年以降、毎年審査・表彰が行われている。

4 環境の変化を踏まえた今後の方向性

ここまでに見てきたとおり、社会環境や読書環境、図書館の状況は大きく変化しており、その変化は今後ますます急激になると考えられます。

人口減少といった社会の構造の変化や、情報化・グローバル化といった人々の活動の変化の中でも、引き続き市民の期待に応える運営を継続するためには、従来の図書館業務にばかり捉われるのではなく、様々な変化に対して広い視野を持ち、その都度柔軟に対応しながら図書館政策を考えていくことが必要であるとともに、各種の取組はニーズを持つ全ての人々が享受できることが求められます。

また、関係者のたゆまぬ努力により、読書活動の状況や読書環境が改善される傾向があるものの、子どもたちの読書活動などでは、やや伸び悩みも見られることから、これについては引き続き努力が必要と言えます。

さらに、行政運営を行う上で重要な資源である財源や人材の確保は図書館分野においても、今後ますます厳しさを増すことから、持続可能性なども勘案すると、利用層の偏りへの対応や、場合によっては個々の事業の見直しを含む検討が必要となることも想定されます。

このように第2章で見てきた環境の変化などから、読書活動や図書館の具体的な今後の課題や、目指したい姿、それに対応する今後の取組の方向性は次のようなものが考えられます。

《社会環境の変化から》

課題や目指したい姿など	今後の方向性
社会構造の変化を把握しながら、サービスを持続するための努力が求められます。	資源の選択と集中、資源確保策の検討
地域の教育力低下が懸念されており、向上に向けた取組が必要です。	地域活動の支援、学びの場の提供
進展する情報化やグローバル化の影響を踏まえた対応が求められます。	読書の基盤整備、多文化理解、受け手のニーズに応じた情報提供
感染症対策など、新たな課題が発生しており、適切な対応が必要です。	社会の要請の把握、感染防止策の徹底

《読書環境の変化から》

課題や目指したい姿など	今後の方向性
特に若い世代の読書量の減少が懸念され、対応が求められます。	身近で本に触れられる環境づくり
子どもの読書時間や図書館利用の減少が見られ、対応が求められます。	読書や図書館への興味・関心を促す

読書バリアフリー法の制定も踏まえ、より一層の対応が求められます。	関係団体連携、利用者視点への立脚
----------------------------------	------------------

《図書館の状況から》

課題や目指したい姿など	今後の方向性
図書館サービスへの認知の低さや利用の偏りが懸念され、適切な対応が必要です。	図書館施策の周知、資源の選択と集中

第3章 第2次図書館ビジョン策定以降の国・北海道及び札幌市の動向

1 国や北海道の図書館政策を取り巻く動向

(1) 国の動向

第2次図書館ビジョン策定の平成24年(2012年)以降、国は「子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの¹⁹⁾」として、関係法やそれに伴う基準等のほか、学習指導要領や関係計画の改正を行い、「図書館が地域の情報拠点等として重要な役割²⁰⁾」を担うものであること、学校においては「学校図書館を計画的に利用しその活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学び²¹⁾」を実現すべきことなどを示唆してきました。

このことは、デジタル化が進む社会の中でも、読書活動や図書館に重要な役割があることを示しているものと考えられます。

また、前述の「読書バリアフリー法」の制定など、身体状況等による制約を排除し、図書等の資料へのアクセシビリティ²²⁾を確保できることが、これまで以上に求められていると言えます。

【平成24年(2012年)以降の主な国の動向】

平成24年(2012年)	図書館法〔昭和25年、法律第118号〕改正 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」〔文部科学省告示第172号〕改正
平成26年(2014年)	学校図書館法〔昭和28年、法律第185号〕改正
平成29年(2017年)	第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」策定
平成29年(2017年)以降	幼稚園教育要領及び各学習指導要領順次改正
平成30年(2018年)	第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
令和元年(2019年)	「読書バリアフリー法」〔令和元年、法律第49号〕制定
令和2年(2020年)	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」〔文科省・厚労省〕策定

(2) 北海道の動向

国の動きを受け、北海道においても、平成15年(2003年)11月に策定した「北海道子どもの読書活動推進計画」を見直しながら、平成30年(2018年)3月に第四次計画を策定しました。

第四次計画では、子どもの発達段階を踏まえながら読書活動を継続することにより、読書習慣を定着させることが望まれており、家庭、地域、学校等が連携し社会全体で読書活動の推進を図るとともに、子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備に努める必要があるとしています。

¹⁹⁾ 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」はじめに

²⁰⁾ 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」【平成24(2012)年12月19日、文部科学省告示第172号】

²¹⁾ 小学校・中学校学習指導要領【平成29(2017)以降】

²²⁾ アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障害者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示す。【『日本大百科全書』小学館】

2 札幌市の動向

(1) 近年の札幌市のまちづくり計画

札幌市では従来、平成 32 年（2020 年）を目標年次とする「札幌市基本構想」や、「第 4 次札幌市長期総合計画」に基づくまちづくりを進めてきましたが、社会経済情勢の変化が計画策定時の想定を大きく超えていることなどを踏まえ、計画満了を待たず、これに代わる新たなまちづくりの指針、総合計画として、平成 25 年（2013 年）に「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（以下、「戦略ビジョン」という。）を策定しました。

戦略ビジョンの七つのまちづくり分野の最初の項目は「地域」で、その実行計画であるアクションプランの三つの政策分野の最初の項目が「暮らし・コミュニティ」であることは、札幌市として「地域」のまちづくりの重要性が高いことを表していると言えます。

一方で、持続可能なまちづくりのため、選択と集中により限りある行政資源の有効活用を図る必要があり、戦略ビジョンはこの考え方にも言及しています。

既存の計画もこれらの方向性を踏まえて策定されていますが、新たな図書館や読書活動に関する計画策定の際にも、戦略ビジョンの個別計画として、その方向性を反映する必要があります。

【平成 24 年（2012 年）以降の主なまちづくり計画及び図書館と関係性のある個別計画等】

平成 24 年（2012 年）	「さっぽろ障がい者プラン」策定
平成 25 年（2013 年）	「札幌市まちづくり戦略ビジョン」策定
平成 26 年（2014 年）	「札幌市市有建築物の配置基本方針」策定
平成 27 年（2015 年）	「札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン 2015」策定 「新・さっぽろ子ども未来プラン」策定
平成 28 年（2016 年）	「さっぽろ未来創生プラン」策定
平成 29 年（2017 年）	「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」策定
平成 30 年（2018 年）	「さっぽろ障がい者プラン 2018」策定
令和元年（2019 年）	「札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン 2019」策定
令和 2 年（2020 年）	「第 2 期さっぽろ未来創生プラン」策定 「第 4 次さっぽろ子ども未来プラン」策定

(2) 近年の教育・生涯学習に関する計画等

札幌市教育委員会では、平成 18 年（2006 年）の 60 年ぶりの教育基本法改正や関係法令、指導要領等の改正なども踏まえ、戦略ビジョンの策定と、ほぼ時を同じくして「札幌市教育振興基本計画」を策定しました。

計画では札幌市の教育ビジョンとして、目指す人間像を「自立した札幌人」とし、「自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」など、三つの方向性に沿って様々な教育・生涯学習施策に取り組むこととしており、現在の図書館事業や学校での読書活動支援なども、こうした方向性を目指しています。

また、学校教育にとどまらない、人生のあらゆる過程での学びである「生涯学

習」に関しては、平成 29 年（2017 年）に第 3 次となる生涯学習推進構想を策定、「学びを支える環境づくり」など、三つの基本施策を通して、「市民の学びとつながりが 豊かな未来を築くまち さっぽろ」を目指すこととしており、図書館においては、特に「地域における学びの場」を提供し、「誰もがいつでもどこでも」学習することができるよう、この構想やこれに基づく取組の考え方を生かしていく必要があります。

【平成 24 年（2012 年）以降の主な札幌市教育委員会・図書館の動向】

平成 24 年（2012 年）	「第 2 次札幌市図書館ビジョン」策定
平成 26 年（2014 年）	「札幌市教育振興基本計画」策定 「札幌市教育アクションプラン（前期）」策定
平成 27 年（2015 年）	「第 3 次札幌市子どもの読書活動推進計画（さっぽろっこ読書プラン）」策定
平成 28 年（2016 年）	「生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について」（第 6 期札幌市図書館協議会）答申
平成 29 年（2017 年）	「第 3 次札幌市生涯学習推進構想」策定
平成 30 年（2018 年）	「図書館との連携を核とした新たな生涯学習推進体制の方針」策定（札幌市教育委員会）
平成 31 年（2019 年）	「札幌市教育振興基本計画」改定 「札幌市教育アクションプラン（後期）」策定
令和元年（2019 年）	「地域の身近な施設を活用した生涯学習について」（札幌市社会教育委員会）提言

コラム 《札幌市図書・情報館》

札幌の文化芸術の中心拠点である「札幌市民交流プラザ」に「札幌文化芸術劇場 hitaru」「札幌文化芸術交流センター SCARTS」とともに、平成 30 年（2018 年）10 月に開館した、札幌市で最も新しい図書館が「札幌市図書・情報館」です。

蔵書を WORK「仕事に役立つ」、LIFE「暮らしを助ける」、ART「芸術に触れる」の 3 分野に絞り込むとともに、あえて館外への貸出しは行わず、常に最新の資料を手にとれることを優先しました。

また、どなたでも気軽にご利用いただけるよう、会話が可能、飲み物の持込が可能、お仕事やその相談が可能といった、これまでの図書館の常識とは少し異なる「課題解決型図書館」を目指した施設であり、えほん図書館と並んで、機能を特化した図書館です。

開館以降、蔵書をご覧になるのはもちろん、セミナーの場やコワーキングスペースとして、多くの方に活用していただいておりますが、今後もさらにビジネス支援や身近な課題解決に役立つ場として、市民の皆さんに「定着」する施設となるよう取組を進めてまいります。

(photo)

3 国・北海道及び札幌市の動向を踏まえた今後の方向性

この 10 年の間の図書館政策を取り巻く国や北海道の動向を踏まえると、特に子どもの読書活動の推進は引き続き重要であり、家庭や地域、学校等の読書環境の充実など、従来から行われてきた取組について、その継続や推進の必要性が示されていると考えられます。

札幌市でも、こうした考え方に則って、読書を通じた学びの重要性や、人生を豊かに、より深く生きる力を育むことの大切さを踏まえた取組を行ってきました。

加えて、読書バリアフリー法などを通じて、これまで以上に垣根のない取組や共生の考え方が重要であることも示されています。

また、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、社会情勢の急激な変化を背景に、目指す札幌市の将来の姿を「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」とするなど、これまでとは違った物の見方や捉え方に転換（パラダイム・シフト）していく必要があることに言及しています。

こうした動きを受け、「人生 100 年時代」とも言われる生涯学習社会の中で、札幌市教育委員会では、ここ数年の間に図書館が果たすべき役割に関して、従来型の資料を収集、整理、保存して、その資料を市民が利用することを中心としたものにとどまらず、地域における生涯学習の場としての役割を果たすべきものとして、次のような、重要な答申や提言を受けています。

「生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について」（答申） （第 6 期札幌市図書館協議会）〔平成 28 年（2016 年）10 月〕	
札幌市を取り巻く状況や、これまでの取組等を踏まえ、以下の点について答申。	
【図書館の果たすべき役割】 ☐ 物的・人的資源を用いた市民への学習支援 ☐ 生涯学習施策の基盤 ☐ 市民の自主的、自発的な活動の場 ☐ 他施設との連携とアウトリーチ ☐ 学校教育へのサポート	【札幌市の図書館の課題】 ☐ 図書館職員の知識・技術の向上 ☐ 各種関係団体との連携強化 ☐ 積極的な情報提供

「地域の身近な施設を活用した生涯学習について」 （札幌市社会教育委員会議）〔令和元年（2019 年）6 月〕	
地域の身近な施設を活用した生涯学習の推進に向け、図書館に、以下の点について提言。	
【生涯学習推進に当たる課題】 ☐ 読書活動を支える取組の充実 ☐ 図書館の役割を広く捉える必要性 ☐ 図書館に親しんでもらう取組の充実	【必要な取組】 ☐ 地域の学習資源の有効活用の仕組みづくり ☐ 各施設の多様なつながりのための仕組みづくり

これらの答申や提言を踏まえ、札幌市教育委員会としても、今後の図書館が担うべき役割について、構想や方針を次のように広く示したところです。

「第3次生涯学習推進構想」	〔平成29年（2017年）3月〕
施策展開20（重点）「身近な地域で学びを深められる環境の整備」 ○図書館を生涯学習の重要な知の拠点と位置付け、生涯学習センターと連携を強化、「学びを深める」視点を重視した事業展開 ○全市的な生涯学習推進体制の再構築	

「図書館との連携を核とした新たな生涯学習推進体制の方針」	〔平成30年（2018年）4月〕
生涯学習の全市展開推進の体制構築の方針として、各施設の役割を以下のように整理 ○中核施設：中央図書館及び機能分館（えほん図書館、図書・情報館）、生涯学習センター ○各区施設：地区図書館、区民・地区センター等（コミュニティ施設、図書室・コーナー） ○地域施設：学校図書館（及び区民・地区センター等）	

第3章で見てきた第2次図書館ビジョン策定以降の国や道、札幌市の動きからは、従来から取り組んできた読書活動の推進の重要性は引き続き変わらずあるものの、近年の流れとして、特に図書館が身近な地域における学びに果たす役割や、情報拠点としての役割が重要性を増してきているものと考えます。

こうした状況を踏まえると、札幌市の図書館としての今後の課題や目指したい姿、それに対応する取組の方向性は次のようなものと考えられます。

課題や目指したい姿など	今後の方向性
引き続き従来型の図書館としての役割へのニーズに応じていく必要があります。	資料収集・整理・保存、 読書活動などの支援
地域の学びの拠点としての図書館の役割を拡大していく必要があります。	地域活動支援、生涯学習支援、 学びの場の提供
今後は更に身近な情報拠点としての図書館の役割を果たしていくことが望まれます。	図書館施策の周知、身近な課題解決、 受け手のニーズに応じた情報提供

第4章 図書館ビジョン及び子ども読書プランにおける成果と課題

1 図書館ビジョン

札幌市はこれまで、二期、約20年にわたる図書館ビジョンに基づき、図書館サービスの「量的拡充」や「質的向上」の実現を目指してきました。

特に現行の第2次図書館ビジョンでは、基本理念として、「市民の生活や創造的な活動を支える『知の拠点』となる図書館」を目指して、今後の図書館を市民の読書活動の支援だけでなく、「生涯にわたる学習を支える場」、「生活や活動に役立ち、新たな活動を醸成する場」と位置付け、主に図書館サービスの質の向上に取り組んできたところです。

第2次図書館ビジョンの期間中においては、基本理念を実現させるため、3つの基本方針を定めて施策を展開してきており、主な取組内容や、その成果と課題は次のとおりとなっています。

(1) 主な取組内容

○ 基本方針1「市民の生活や活動に役立つ図書館」として

▼ あらゆる世代の読書活動や学習活動を支援するため、郷土・行政資料などを含む幅広い分野の資料の収集に努めた
▼ パスファインダー ²³ や相談事例集を作成し、ホームページ上に公開するなどレファレンス機能の充実と利用促進を図った
▼ 来館が困難な方も利用可能なメールによるレファレンスサービスを開始するなど、非来館型レファレンスサービスの充実を図った
▼ 札幌市電子図書館を開設し、電子書籍の貸出を開始するなど、電子サービスの充実に努めた

○ 基本方針2「本・人・文化を結ぶ図書館」として

▼ 読書への関心・学習意欲を高め、新たな活動に取り組むきっかけをつくるため、講演会や展示など、行事やイベントの充実を図った
▼ 身近な学びの施設として、あらゆる方々が気軽に、快適に利用できるよう、図書資料や施設内の設備を充実するとともに、ユニバーサル化を図った
▼ 一部の図書館でICタグ ²⁴ を試行的に導入した（自動貸出・返却機設置）ほか、図書館システムを更新した

²³ 直訳では「道しるべ」。特定のトピックや主題に関する資料や情報を収集する際に、図書館が提供できる関連資料の探索法を一覧できるリーフレットのこと。【『最新 図書館用語大辞典』柏書房、平成16（2004）】

²⁴ 小さな無線ICチップ。商品に貼付し、電波の送受信で承認の認識、管理などに利用される。バーコードよりも多くの情報を記録できる。【『デジタル大辞泉』小学館】

○ 基本方針3「広く情報を発信し、市民とともに成長する図書館」として

▼ 図書館をより多くの方々に知ってもらえるよう、ホームページや図書館だよりなどの広報や普及事業の推進を図った
▼ サービス充実にさらに大きな効果が得られるよう、専門的情報・ノウハウを持つ関係機関やボランティア団体等とも連携した事業を実施した
▼ 課題解決型図書館として、札幌都心部に図書・情報館を開設した
▼ 来館者を対象としたアンケート調査を継続的に実施し、情報発信やニーズの把握などに努めた
▼ 老朽化した施設・設備の維持管理のため、計画的な施設の改修に努めた
▼ 運営の充実のため、資料の寄贈や図書館運営に対する寄附を呼びかけた
▼ 研修等を通して職員の知識・技術の向上などに取り組んだ

(2) 第2次図書館ビジョンの成果と課題

(1)にあるように、第2次図書館ビジョンに基づく様々な取組を行うことを通して、レファレンスサービスや電子媒体の充実といった「提供する情報の充実、情報化への対応」、図書館を訪れるきっかけづくりや普及事業といった「利用者の拡大」、大活字本導入や施設のユニバーサル化推進といった「高齢者や障がいのある方へのサービスの充実」、児童書の充実や中高生向け取組といった「児童・青少年へのサービスの充実」、関係主体との連携やカウンター業務の効率化といった「図書館の効果的・効率的な運営」など、策定時に掲げた課題への対応に努めた結果、全体としては来館者の増加にもつながり、来館者アンケート調査でも図書館の全体満足度が第2次ビジョン策定前の水準からおおよそ5割上昇するなど、高い評価をいただくことができたと考えています。

このことは、これまでに行ってきた図書館サービス向上の取組が、全般としては一定の成果を挙げており、市民の皆さんに前向きな評価をいただくことにつながった結果と認識しています。

しかしながら、近年地区図書館の利用者数が減少傾向にあるなど、「利用者の拡大」に陰りがみられること、「情報化への対応」、「図書館の効果的・効率的な運営」などについては、未だ改善の余地があり、将来の社会の成熟などに伴って、市民生活や様々な活動に役立つ図書館としてニーズが一層多様化すること、市民への情報発信や職員のスキルや施設運営体制などに、更なる改善や向上が期待されていることなどが、今後の課題として考えられるところです。

(3) 成果と課題を受けた今後の方向性

第2次図書館ビジョンの成果や課題から、新たな計画で更なる図書館サービスの充実を図るうえでも、二期にわたる図書館ビジョンで取り組んできた「量的拡充」、「質的向上」に関しては、これまでの前向きな評価を反映して、引き続き地道な努力の継続が望まれるものと考えられます。

その一方、これにとどまらず、多文化への理解促進や課題解決など、近年求め

られるようになってきた新たな視点に基づく取組も必要と考えられます。

今後は更に、身近な地域における市民活動や生涯にわたる学びの支援が重要であることから、利用者の減少傾向が見られる地区図書館の有効な活用策の検討も重要と考えられます。

以上のことを踏まえると、第2次図書館ビジョンの成果と課題を受けた今後の課題や目指したい姿、それに対応する取組の方向性は次のようなものと考えられます。

課題や目指したい姿など	今後の方向性
図書館サービスの「量的拡充」、「質的向上」の維持が求められます。	協働・連携による取組、 サービスの選択と集中、 サービス水準の適正化、ニーズの精査
これまでとは異なる、新たな視点に基づくニーズに応える努力が必要です。	多文化理解、身近な課題解決、 民間活用
地域における市民活動の活発化や、生涯にわたる学びの支援、地区図書館の有効活用が望まれます。	地域活動支援、生涯学習支援

2 子ども読書プラン

札幌市は、平成 17 年(2005 年)の当初計画策定以降、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に規定される計画として位置付けた、三期 15 年にわたる「さっぽろっこ読書プラン」(札幌市子どもの読書活動推進計画＝子ども読書プラン)に基づき、子どもが自主的に読書を楽しめる環境づくりに取り組んできました。

現行の第 3 次子ども読書プランでは、計画の基本的な考え方として、特に子どもの読書活動は、表現力や創造力を豊かなものにするとともに、個人の自立の基盤となる力を育むものとして欠くことができないものと捉え、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的に、前計画を継承し、基本目標を「読書の楽しさにふれる」、「読書の大切さを知る」、「子どもの読書をみんなで支える」として、社会全体で子どもの読書活動を進めるための支援策等を推進してきたところであり、主な取組内容や、その成果と課題は次のとおりとなっています。

(1) 主な取組内容

○ 基本方針 1 「子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実」の取組

【読書のきっかけづくりのための主な取組】

- ▼ 年齢別おはなし会、乳幼児の保護者向けブックリスト配布、各学齢期に応じた行事などの取組を実施した
- ▼ 家庭での読み聞かせを始めるきっかけづくりのため、乳児期に絵本を配布するさっぽろ絵本ふれあい事業を実施した

【図書館施設での主な取組】

- ▼ 中央図書館に中高生向け図書コーナー「ティーンズの森」を設置した
- ▼ 幅広い利用を促すため、えほん図書館で施設等の団体利用を受け入れた

【学校と連携した主な取組】

- ▼ 一斉読書など実態に合わせた創意工夫による取組を実施した
- ▼ 調べ学習等図書館を活用した授業や、職場体験等の受け入れを実施した
- ▼ 全市立中学校に学校司書を配置したほか、小・中・高・中等教育学校図書委員(図書局)による特色ある取組発表などを行った

○ 基本方針 2 「子どもの読書活動に関する普及啓発」の取組

【「子どもチャレンジプロジェクト」の主な取組】

- ▼ 家庭・地域、図書館、学校等が相互に連携協力して、総合的に子どもの読書活動の普及・啓発を推進するために実施した
- ▼ 具体的取組として、図書館デビュー²⁵や進路探究オリエンテーション²⁶、中・高生ビブリオバトル²⁷などを実施した

²⁵ 図書館を利用したことがない、もしくは利用経験が少ない就学前の子どもとその保護者を対象に、図書館や本の楽しさを体験しながら、自然と本に親しみ、進んで読書習慣を身に付けるきっかけとするためのイベント。「読書チャレンジ・子どもの読書活動推進事業」の一環として、平成 22(2010)年から実施。

²⁶ 小学生を対象として、図書館等を活用した調べ学習活動の推進や小学生の進路探究学習への支援を行うもの。

²⁷ それぞれがオススメの本を紹介し、「読んでみたい」と思った本に投票してチャンプ本を決めるイベント。

【家庭読書の普及・啓発のための主な取組】

▼ 「札幌市家庭読書の日」を中心に普及・啓発イベントを集中的に開催した
▼ 小学校入学までに絵本を1,000冊読むことに挑戦する「めざせ！えほんマイスター」を実施した
▼ むいぐるみのお泊り会などの家庭読書を推進する取組を実施した

○ 基本方針3「子どもの読書環境の充実」の取組

【図書館の施設環境充実に関する主な取組】

▼ 乳幼児期から本に親しめることなどを目的に、えほん図書館を開設した
▼ えほん図書館では、さっぽろデジタル絵本事業、読み聞かせ等ボランティアとの連携、施設等の団体利用受入、訪問おはなし会などを実施した

【学校の読書環境充実に関する主な取組】

▼ 読書や調べ学習で活用する寄託図書の充実に取り組んだ
▼ 学校図書館・公共図書館等を活用した授業研究を実践した
▼ 学校図書館の地域開放拡大に取り組むとともに、ボランティア養成のための研修を実施した
▼ 「ブックさあくる」や「さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業」など、図書資源ネットワークの活用に取り組んだ
▼ 学校図書館ボランティアの派遣など、学校図書館機能の充実に取り組んだ

【その他の読書環境充実に関する主な取組】

▼ 学校や施設、団体等との連携に取り組んだ
▼ 障がいのある子どもたちへの充実した対応の研究を実施した

(2) 第3次子ども読書プランの成果と課題

第3次子ども読書プランでは、「普段読書する子どもの割合」、「読書が好きな子どもの割合」、「月1回以上図書館に行く」という三つの成果指標を設定し、上記のような家庭や地域、図書館、学校等における様々な取組を実施してきました。

「普段読書する子どもの割合」は、全国の状況と比べた場合、札幌市の割合が若干上回るものの、小学生、中学生ともに減少傾向にあります。

次に、「読書が好きな子どもの割合」については、小学生では割合の増加が見られたものの、中学生ではやや減少しており、教育段階が進むにつれて読書に費やす時間が減少する傾向には変わりありません。

また、「月1回以上図書館に行く」子どもの割合は、中学生では当初の水準を維持していますが、小学生では減少傾向が見られます。

【子どもの読書活動推進計画の成果指標】

	当初値 平成26(2014)年度		現状値 令和元(2019)年度		目標値 令和2(2020)年度	
学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)1日当たり10分以上読書する子どもの割合	小6 中3	66.0% 57.3%	小6 中3	65.8% 51.0%	小6 中3	70.0% 70.0%
読書が好きな子どもの割合	小6	75.9%	小6	77.4%	小6	78.0%

	中 3	74.9%	中 3	72.7%	中 3	78.0%
昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館に月 1 回以上行く子どもの割合	小 6 中 3	39.4% 15.1%	小 6 中 3	33.9% 15.3%	小 6 中 3	55.0% 26.0%

このようにプランに基づいて様々な取組を行ってきた結果として、一部で従来と比較して改善が見られたほかは、残念ながら、三つの成果指標で目標として掲げた数値の実現には至っておらず、これは今後に向けた課題と言えます。

また、デジタルメディアの急速な普及をはじめとした現在の子どもたちを取り巻く状況からみて、読書活動の推進や活性化は容易ではなく、この点も大きな課題と考えられます。

(3) 成果と課題を受けた今後の方向性

先に触れたように子どもの読書活動の指標の状況から、子ども読書プランの取組としては、子どもの読書活動を十分に活性化させるには至らなかったと言わざるをえませんが、アンケートの状況などを見ると、読み聞かせや図書館デビューといった主に来館型・参加型の取組など、個々の取組自体は一定の評価をいただいているものと思われます。

また国や道においても、これまでの取組で目標とした進捗で指標達成は実現できておらず、発達段階ごとや読書への関心を高める取組といった、地道な取組を継続する方向性であること、子どもの読書活動の推進について、目指したい方向性はこれまでと大きく変わらないことなどを踏まえると、引き続き子ども読書プランの考え方に沿って着実な努力を続けていくことが必要と考えられます。

そうした中でも、時代は刻々と変化していることを考慮して、ニーズや必要性が高いと思われるものを中心に、将来を担う子どもたちに役立つ取組を行うことが望ましいと考えられます。

以上のことを踏まえると、第3次子ども読書プランの成果と課題を受けた今後の課題や目指したい姿、それに対応する取組の方向性は次のようなものと考えられます。

課題や目指したい姿など	今後の方向性
今以上に授業以外でも読書する子どもが増えることが望まれます。	読書のきっかけづくり、 読書活動などの支援、 訪れやすい施設環境、 特別支援・バリアフリー、 身近で本に触れられる環境づくり、 読書や図書館への興味・関心を促す
今以上に読書が好きと言える子どもが増えることが望まれます。	
今以上に図書館を活用する子どもが増えることが望まれます。	

第5章 計画の方向性と基本理念

1 これまでの成果や課題を踏まえた計画の重要な「三つの観点」

第2章から第4章で、環境の変化や国・北海道の動向、これまでの計画の取組やその成果などを抽出したうえで、課題や目指したい姿などを掲げ、実現に向けた今後の対応の方向性をキーワードとして示してきました。

最初に第2章の対応の方向性を見ていくと、各キーワードに共通する重要な要素として、社会環境や状況の**変化への対応**の必要性や、そうした変化の中でもサービスの**継続・持続**が必要であることなどを導き出すことができます。

次に、第3章の対応の方向性からは、まずは**地域での施策**の必要性が、更に第2章と同じく社会環境や状況の**変化への対応**の必要性が重要な要素と考えられます。

そして、第4章の対応の方向性を見ると、いずれのキーワードも、第2章、第3章でも重要な要素とした、状況の**変化への対応**、**持続・継続**、**地域での施策**という重要な要素のいずれかに紐づけすることができます。

今後の方向性としたキーワードの一つ一つは、第6章に記載する具体的な取組などに反映させていきますが、上記のことからそれぞれのキーワードに共通する要素を元に類似性や関係性に着目してまとめ直し、計画の基本理念を定めるうえで重要な「三つの観点」として、次のように定義することとし、それぞれの観点でも、特に重要と考えられる取組を重点項目として定めることとします。

観点1：(変化への対応→)「**社会の変化に応じた図書館運営**」＝情報化の進展や地域の教育力の低下、感染症対策など、環境の変化に柔軟に対応し、広い視野で図書館政策を考える観点。

観点2：(地域での施策→)「**地域展開**」＝これまで以上に地域・コミュニティの重要性が増す中、市民が身近な地域で自ら学び、サービスを活用する方法を考える観点。

観点3：(継続・持続→)「**取組の継続・持続可能性**」＝今後とも全ての人にとって必要性の高い取組を継続するとともに、図書館運営を持続するために、財源や人材の確保、事業の見直しなど様々な見直しを考える観点。

2 基本理念

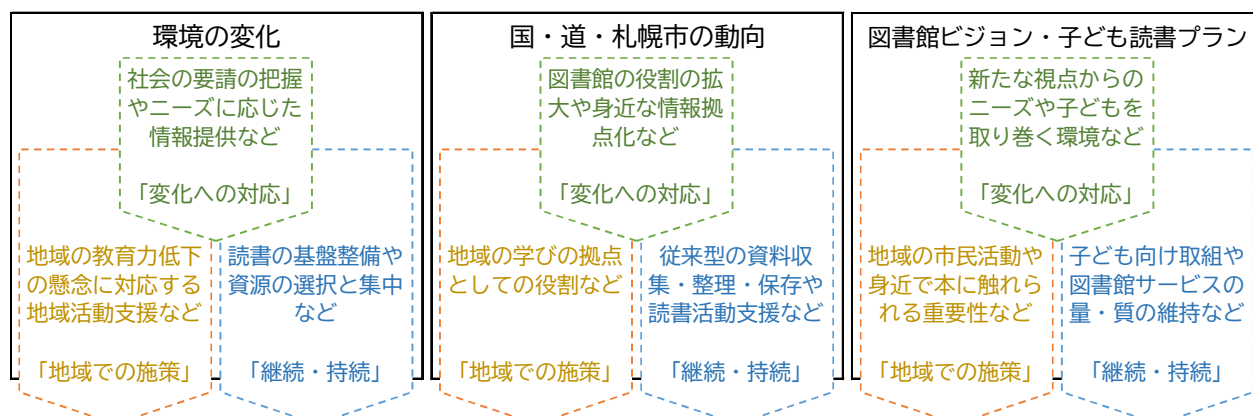
この計画では、上記の重要な三つの観点を踏まえ、新たに取り組んでいくこととなりますが、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や「札幌市教育振興基本計画」、また個別計画である「札幌市生涯学習振興構想」のほか、この計画の前身である図書館ビジョンや子ども読書プランなどとも、連続性や継続性、整合性を保ちながら取組を進めていく必要があります。

そこで、従来から図書館の主な役割として考えられてきた、市民の学ぶ自由・知

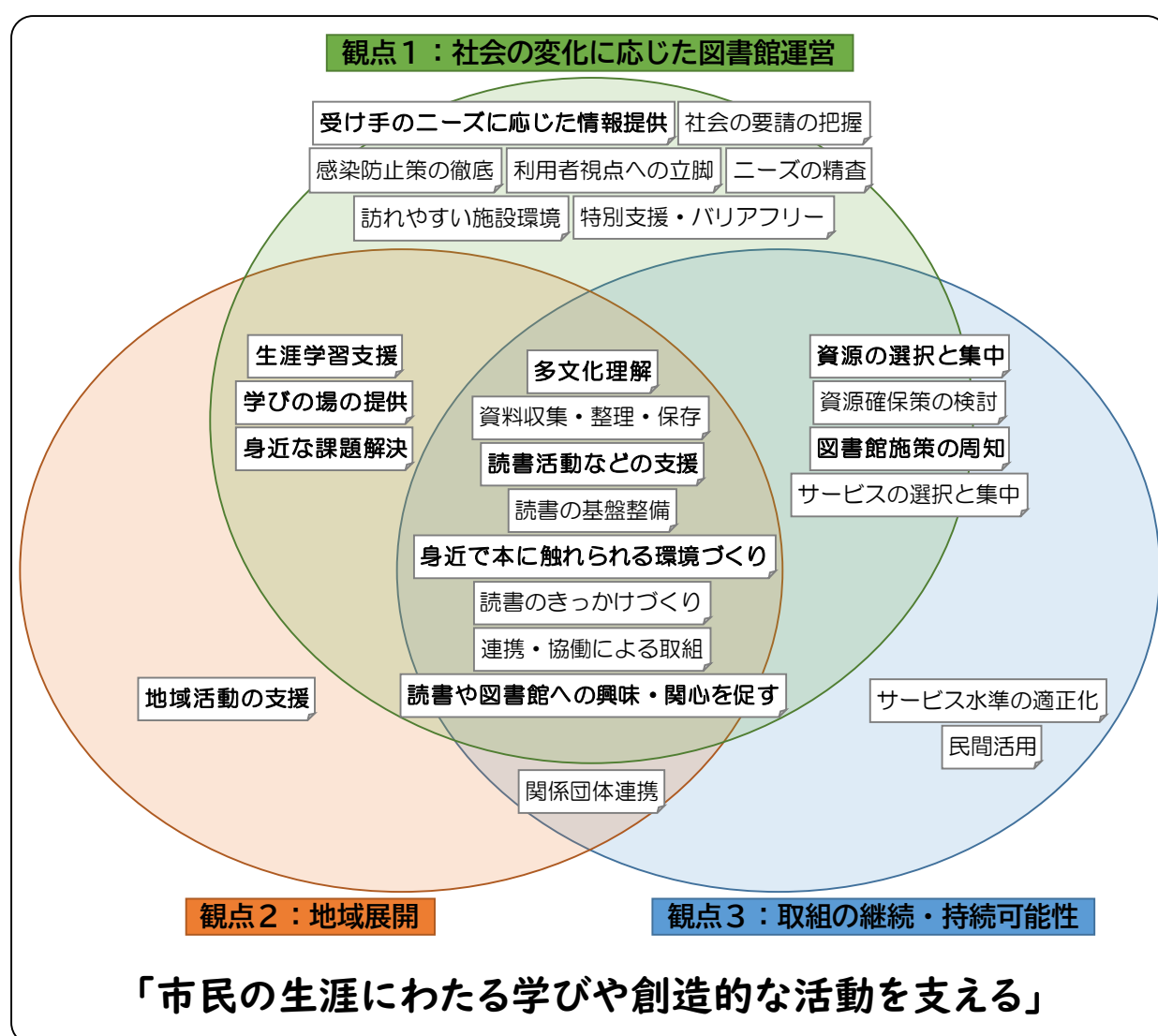
る自由を守りつつ、乳幼児から高齢者までの生涯を通じて行われる読書活動支援を中心とした取組だけにとどまらず、これまで以上に、身近な地域で市民の学びや創造的な活動を支える「知の拠点」となる図書館として市民に浸透するよう、この計画では、上記の三つの観点も踏まえた基本理念を次のように定めることとします。

「市民の生涯にわたる学びや創造的な活動を支える」

【成果や課題を踏まえた取組の方向性と重要な三つの観点】



(類似性や関係性に着目して三つの観点で取組の方向性をまとめ直し)



基本方針1 市民の読書環境の充実と情報活用の支援	基本方針3 全ての市民の学びと情報の拠点としての環境整備
基本方針2 子どもの読書環境の充実と読書活動の支援	基本方針4 持続可能な図書館サービスを見据えた図書館運営

第6章 具体的な施策の展開

中央図書館に限らず、地区図書館やセンター図書室を含む、全ての図書施設において、先に掲げた基本理念を実現するために、この計画では次の四つの基本方針に基づいて具体的施策を展開していくこととします。

基本方針1	市民の読書環境の充実と情報活用の支援
基本方針2	子どもの読書環境の充実と読書活動の支援
基本方針3	全ての市民の学びと情報の拠点としての環境整備
基本方針4	持続可能な図書館サービスを見据えた図書館運営

基本方針1 市民の読書環境の充実と情報活用の支援

- 読書は、一人一人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きていく基盤を形成するものです。市民の誰もが豊かな文字・活字文化の恩恵を受け入れて味わい楽しむためには、それぞれが容易に読書に親しむことができ、読書の魅力に触れ、読書がより身近なものに感じられることが大切であることから、引き続き、読書環境の充実に努めていきます。
- 情報格差を解消するためには、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用できる知識や能力を身に付けられることが重要です。このために、全ての人が最適な情報にアクセスすることができ、なおかつ活用が可能になるよう、市民による情報収集や活用を支援します。

(1) 市民の誰もが文字・活字文化に親しむ基盤の整備や読書を楽しむ機会の充実を図る

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
1	文字・活字文化に親しむ基盤の整備	図書館では、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の読書活動や学習活動を支援するため、幅広い分野の図書や資料、情報を収集し、提供してきました。 今後も、蔵書構成に留意しながら、電子書籍等も含む幅広い分野の資料を収集するなど、文字・活字文化に親しむための基盤整備に努めます。 特に資料の収集にあたっては、寄贈図書なども活用しながら、購入資料を選定するほか、各種団体での再利用など、図書館と団体との連携を通して、図書資源

		の有効活用を図ります。 ○効果的・効率的な蔵書収集 ○図書館システム³³の改修 ○郷土資料、行政資料の収集・保存・活用 ○再利用図書³⁴の無償譲渡 ○図書資源ネットワーク³⁵の活用 ○学校図書館の地域開放³⁶の推進
--	--	---

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
2	市民の誰もが読書を楽しめる環境の充実	時事的な話題や季節の行事、社会の動きなどを考慮しながら、幅広い分野にわたるテーマを設定し、関連する図書の展示や情報提供、ブックリストの配布などを行い、新たな本との出会いの場を提供します。 また、日本語の理解が十分でない方への読書支援に配慮し、その読書の機会が妨げられないことがないように、誰でも読書を楽しめる環境整備に取り組みます。 ○テーマ別の図書展示の充実 ○日本語を母国語としない方への対応の強化 ○電子書籍サービスの推進（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
3	読書や図書館に触れる機会の提供	図書館では、これまで市民の関心の高いテーマに関する展示、講演会などの普及事業に取り組んできました。 今後も、図書館を利用されたことのない方にも図書館に関心を持っていただけるように、体験型のイベントを実施するなど市民に役立つ図書館として、読書に触れる機会を提供していきます。 ○図書館の利用普及・連携事業の充実 ○読書や図書館に触れる実務等体験型イベントの実施【新規】 ○家庭読書の普及・啓発（再掲）

³³貸出、返却、検索、インターネット予約、予約本の配送管理、電子図書館など、図書館で提供している多様なサービスのほとんどが、通年、図書館システムを介して提供されている。オンライン図書施設は43か所、インターネット予約の件数は年間約140万件で予約全体の8割以上（令和元年(2019年)実績）に達している。

³⁴ 図書館・図書室で役割を終えた本を学校図書館や児童会館、幼稚園などの各種団体で再利用するために、無償譲渡を行い、図書館と団体との連携を図り、再利用図書の有効活用に努めている。

³⁵ 「さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業」。札幌市図書館再活用ネットワークセンターにより、不要になった本の引き取り、それらのクリーニング・補修。その後には学校図書館や保育施設などに無償で提供されている。

³⁶ 地域人材が中心となって運営し、地域住民でも利用可能な時間を設定している学校図書館（呼称：開放図書館）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
4	新たな読書機会の創出の検討 重点	介護・育児等、多様な事情により来館時間の確保が困難な方などへのサービスを充実させるため、電子図書館の利用促進に取り組むとともに、読書から離れていた人が読書に近づけるようなきっかけづくりや貸出手法など新たな読書機会の創出についても検討します。 ○電子書籍サービスの推進 ○受取・返却拠点設置の検討【新規】 ○他施設へのアウトリーチ³⁷に関する調査・研究【新規】（再掲） ○再利用図書の無償譲渡（再掲） ○寄附・寄贈募集手法の検討（再掲）

(2) 来館が難しい方や障がいのある方の読書環境の充実を図る

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
5	特別な支援を要する方へのサービスの充実	図書館では、高齢者や障がいのある方へのサービスとして大活字本の設置をはじめ様々な取組を行ってきました。 今後も障がい等により、一般的な図書の判読や図書施設の利用に困難を抱える方の読書環境を整備するための支援策等について検討を進め、サービスの充実を図ります。 ○高齢者・障がいのある方向けの資料の充実と利用環境の整備 ○医療・保健分野など特定分野の情報発信機能の強化【新規】

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
6	視覚での認識が困難な方への支援	札幌市では、視聴覚障がい者情報センター³⁸の録音図書や点字図書を中央図書館でも貸出に供するなど、両施設が連携して視覚に障がいのある方への支援を行ってきました。 今後も、目で文字を読むことが困難な方に対して、

³⁷ 手を差し伸べること。劇場や美術館などが、自ら劇場などに出向かない人々に対し、芸術に関心を持たせることを目的として、出張コンサートやイベントなどを行うこと。【『デジタル大辞泉』小学館】

³⁸ 視覚や聴覚に障がいのある方のために、情報提供や生活に必要な訓練、相談業務などさまざまな事業を行う札幌市の施設。点字図書・デージー（CD）図書の製作・貸し出し、カセットテープ図書の貸し出し、拡大写本の製作、手話通訳者の派遣などを行っている。

		利用される方の障がいの状態に応じた適切なご案内が出来るよう、役立つ情報の発信など、更なる支援を行います。 ○視聴覚障がい者情報センターとの情報の共有と発信 ○サピエ図書館³⁹の登録者増加に向けた取組【新規】
--	--	---

(3) 市民による情報の収集や活用を支援する

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
7	市民の情報収集や活用の支援	学びたいと思った市民がいつでも身近な地域で学んだり、学びを深めたりすることが出来る環境づくりのため、暮らしに身近な課題をテーマ別に選んだ特設展示を実施するなど、市民の情報収集や活用を支援します。 ○課題解決に役立つ棚づくり ○テーマ別の図書展示の充実（再掲） ○レファレンスサービス⁴⁰の充実と利用促進（再掲） ○医療・保健分野など特定分野の情報発信機能の強化【新規】（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
8	読書を通じた多文化理解の促進	異なる文化への理解を深めるためには、それぞれの文化に対する関心を高め尊重する姿勢を涵養して行くことが大切です。そのために、外国の絵本や児童書などを通じて多様な文化や価値観に触れ、理解を促す機会を創出します。 ○外国語の絵本・児童書の収集及び多文化理解の促進 ○郷土資料、行政資料の収集・保存・活用（再掲） ○日本語を母国語としない利用者への対応の強化（再掲）

³⁹ 全国の点字図書館や公共図書館など多くの施設や団体が加盟し、視覚に障がいのある方などに情報提供を行うインターネットを利用した図書館。個人会員登録を行うと、「サピエ」に登録している音声デージー図書や点字図書のデータを直接自分のパソコンや携帯電話にダウンロードして利用することや、簡単な操作で図書館に貸出しの申込みをすることができる。

⁴⁰ 何らかの情報や本などを求めている人に対して、図書館職員が求められている情報や本などを提供することによって援助する業務のこと。【日本図書館協会、平成 25（2013）】

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
9	図書館の意義の周知・浸透	図書館では、サービスや魅力について理解していただけるよう、ホームページをはじめ、「図書館だより」など広報印刷物の充実を図ってきましたが、図書館の意義等について、まだ十分に浸透したと言える状況にはありません。 今後は、現在の広報手段にとどまらず、発信する情報の内容やそれを受け取る方に適した広報媒体を選択することで、広報活動を充実させます。 ○図書館広報の充実 ○図書館の利用普及・連携事業の充実（再掲）

(4) 読書を支える多様な活動を支援する

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
10	読書活動の推進に取り組む人との連携	乳幼児から高齢者、障がいがある方など、誰もが本に親しめる環境を整備することを目的にボランティアと図書館、関連施設との連携を図っていきます。 また、そのための講習会や研修会を開催し、ボランティアの資質向上や新たなボランティアの育成に努めていきます。 ○視覚障がいのある方が利用する図書を製作するボランティアの育成【新規】 ○読み聞かせボランティアの研修 ○再利用図書の無償譲渡（再掲）

NO.	方 策	内容
		具体的事業
11	読書を支援する人同士のつながりの醸成	ボランティアなど読書を支援する人同士のつながりを醸成するため、ボランティア活動の手法、活動を通じた気付きなどの共有を図るほか、ボランティア間の相互連携を図っていけるきっかけづくりを支援します。 ○ボランティア連携の支援の検討【新規】

基本方針２ 子どもの読書環境の充実と読書活動の支援

- 子どもが読書習慣を身に付けるには、乳幼児期からの読書活動が重要です。このことから、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を行うため、図書館、学校等、関係部局など様々な機会や場所で、読書に親しむ環境を作り、子どもの興味や関心をひきつけ、幅広い読書活動や学習活動を支えます。
- 読書活動に関する普及・啓発に努め、子どもの読書活動を推進する市民意識の醸成を図るとともに、子どもが読書活動を通じて情報を収集・活用して物事を探究することができるような姿勢を養う取組を行います。また、社会全体で読書活動の推進に取り組むことができるよう、ボランティア活動の促進を図り、関係機関や団体と相互に連携していきます。

(1) あらゆる機会・場所で子どもが読書に親しむ環境をつくる

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
12	子どもが身近な地域で読書に親しむ環境の充実	子どもが読書に親しむ機会を充実させるため、児童会館におけるボランティアや職員による読み聞かせ、開放図書館⁴¹における地域ボランティアによる蔵書の環境整備や、読み聞かせ行事を行うなど、子どもに身近な存在である児童会館、学校及び図書館がそれぞれの役割を果たし、身近な地域で読書に親しむ環境の充実に努めます。 ○児童会館における読書活動の促進 ○開放図書館運営による読書活動の促進 ○絵本とふれあう機会の充実（さっぽろ親子絵本ふれあい事業）（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
13	学校図書館の読書環境の充実	小学生が魅力的な本との出会いや楽しい体験を通じて、自主的に読書をする習慣を身に付けるため、また、中・高校生がこれからの自分自身を見つめ、生き方を考えるうえで自らの興味や関心から読書のきっかけづくりに取り組むことができるよう、児童・生徒にとって身近な存在である学校図書館の環境の充実に図ります。

⁴¹ 正式名称「学校図書館地域開放事業」。各校のPTAに事業を委託し、運営はPTA役員、教職員、ボランティア、地域の代表者などで構成する運営委員会が行い、日常活動は地域ボランティアが担う。本の貸出しや選定、図書館内の装飾のほか、読み聞かせや人形劇、大型紙芝居などの上演、読書会など各種行事を行う。令和3年(2021年)3月31日現在119校。

		○学校図書館の図書整備の推進 ○寄託図書 ⁴² の充実 ○学校図書館 ⁴³ 利活用事例の共有 ○学校司書 ⁴⁴ の配置 ○学校図書館ボランティア ⁴⁵ の派遣 ○学校図書館の地域開放の推進（再掲） ○小中高生向けの「おススメ本」の情報提供（再掲） ○図書資源ネットワークの活用（再掲） ○司書教諭 ⁴⁶ に対する研修の充実（再掲）
--	--	--

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
14	子どもが利用する施設の読書環境の充実	就学前までの子育て家庭やボランティアの方などが自由に集い、交流できる場として、子どもも利用する子育て支援センター・子育てサロン⁴⁷で、様々な講座や絵本の読み聞かせ、おすすめ絵本の紹介、貸出を実施するなど、絵本に対する興味や関心を高め、より多くの絵本に親しむきっかけづくりを進めます。 また、そうした施設の絵本の整備を進めるとともに、企業や団体、市民からの絵本の寄贈を募り、絵本基金「子ども未来文庫⁴⁸」の絵本の整備も進めていきます。 ○子育てサロンや保育所開放における読書活動 ○おすすめ絵本の紹介や貸出の実施 ○絵本の読み聞かせの実施 ○絵本基金「子ども未来文庫」事業

⁴² 図書の共同利用制度。子どもたちの学習活動に役立てる図書を複本でそろえ、札幌市内の小中学校の共有物として整備。「寄託校（寄託図書館のある学校）」に18冊・40冊といった単位で同じ本が揃えてあり、調べ学習や集団読書などに好きな冊数分借りて授業等で使用できる。

⁴³ 小学校、中学校及び高等学校において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。【学校図書館法】

⁴⁴ 学校図書館の運営を担う専門職員。学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。【学校図書館法】

⁴⁵ 中学校及び地域開放を行っていない小学校に貸出業務や館内装飾の補助をするために派遣されるボランティア。

⁴⁶ 学校図書館（図書室などを含む）のためにおかれる教員。学校図書館司書教諭講習規程による科目を履修し、主に学校図書館の管理・運営や子どもの読書に関する指導を行う。

⁴⁷ 0歳から小学校就学前までの子どもと保護者が自由に集い、気軽な交流が楽しめる場。市内には、常設子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）など、約300か所の子育てサロンがある。

⁴⁸ 子育て支援施設等における絵本の蔵書を充実させ、子どもが絵本とふれあう機会をつくることを目的に、企業・団体、市民から就学前児童向け絵本（新品）の寄贈を募っている。寄贈された絵本は、子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センター（ちあふる）などで読み聞かせや親子の閲覧に活用している。

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
15	親子で利用できる図書館や居場所としての図書館の研究	今までの図書館のイメージを、利用者アンケートなどを踏まえて見直し、新たな図書館像の研究を進めます。特に、子ども連れでも気兼ねなく利用できるスペースや、子どもたちや若者、子育て中の主婦、そして高齢者にとって、それぞれ異なった意味での「居場所としての図書館」などの研究に取り組んでいきます。 ○乳幼児・保護者向け行事の実施 ○「親子で利用したい図書館」の研究【新規】 ○図書館の役割や在り方に関する調査・研究【新規】（再掲）

(2) 市民が子どもの読書推進の意識を共有する

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
16	読書に関する保護者への啓発	子どもは成長とともに、幼稚園、保育所、学校など家庭以外の場での読書経験を積み重ねていきますが、家庭においても、読書に対する興味や関心を深めていくよう工夫をすることが大切です。 このことから、広く市民に、読書がもつ意義や重要性について理解を促し、読書に対する興味や関心を深めるため、家庭読書のきっかけづくりや、保護者への啓発活動などを実施することで、社会全体で読書活動を広げる雰囲気づくりを進めていきます。 ○家庭読書の普及・啓発 ○保護者に向けた読書に関する情報発信 ○保護者のための読み聞かせ講座 ○子育てサロンや保育所開放における読書活動（再掲） ○絵本の読み聞かせの実施（再掲） ○おすすめ絵本の紹介や貸出の実施（再掲） ○絵本基金「子ども未来文庫」事業（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
17	子どもが読書に関心を持てる働きかけ	子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、図書館、学校等を通じた社会全体での取組が必要です。 図書館では、子どもの読書習慣を身に付けるきっかけづくりや、「図書館デビュー」など就学前の子どもへの動機づけ、「進路探究オリエンテーション」など子どもが読書に関心を持てるような働きかけを行います。また、小中高生向けのお勧め本の情報提供や、乳幼児向けの話題、季節の行事を踏まえたテーマ別の図書展示など、子どもが様々な機会や場所で自主的に読書活動を行えるよう努めます。 ○読書習慣を身に付けるきっかけづくり ○子ども向け図書館情報の発信 ○子ども向け行事の実施 ○乳幼児向け図書の展示やブックリストの充実 ○小中高生向けのブックリストの情報提供 ○開放図書館運営による読書活動の促進（再掲） ○読書や図書館に触れる実務等体験型イベントの実施【新規】（再掲）

(3) 発達段階ごとに効果的な読書支援に取り組む

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
18	幼少期に読書に親しめる環境の充実	生涯にわたる人格形成の基礎をつくる極めて重要な時期である乳幼児期から、本に触れ、本に親しむ機会が増えるよう、乳幼児健診時の絵本の配布や、幼稚園や保育所などの団体受け入れ、訪問おはなし会など、地域や図書館のほか、様々な場面で子どもと保護者が気軽に読書を楽しめる取組を進めます。 ○絵本とふれあう機会の充実（さっぽろ親子絵本ふれあい事業⁴⁹⁾） ○幼稚園・保育所などの団体利用 ○絵本・児童書の充実 ○学校図書館の地域開放の推進（再掲） ○子ども向け行事の実施（再掲）

⁴⁹⁾ 絵本をとおして、子どもと保護者が心ふれあうひとときをもつきっかけとなることを目的として、札幌市民で満1歳の誕生日までの子どもと保護者に対し、子ども一人に絵本1冊を4か月児健康診査受診時または各区こそだてインフォメーションにてお渡ししている。目が不自由な方には、点字の絵本も用意している。

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
19	学齢期に読書に親しめる環境の充実	子どもの立場に立って、効果的に読書活動を進めるためには、子どもの成長に配慮することが必要です。 そのため、各学校における始業前や教科の時間を使った一斉読書や、学校図書館を支える学校司書の実務相談など、子どもの発達段階に応じて、自主的に読書をする習慣が身に付くよう取組を進め、読書を楽しめる環境を充実させます。 ○読書に親しむ機会の充実 ○小・中学校向け学習支援及び学校司書の支援 ○学校図書館利活用等の発信（再掲） ○学校と研究機関等との連携（再掲） ○子ども向け行事の実施（再掲） ○図書の展示やブックリストの充実（再掲） ○外国語の絵本・児童書の収集及び多文化理解の促進（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
20	特別な支援を要する子どもの読書環境の充実	図書館利用に困難を伴う子どもたちについては、一人一人に応じた読書活動の支援が求められます。 個々のニーズに応じた効果的な支援を整備・充実させるため、視覚障がい者情報センターなどの連携を更に推進するとともに、大活字本など様々な障がいに対応した本の収集に努めるなど、サービスの在り方について検討を進めます。 ○障がいのある子どもたちへの対応の充実 ○読書に親しむ機会の充実（再掲）

(4) 子どもの興味や関心に応じた活動を支援して物事を探求する姿勢を養う

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
21	子どもの読書を支える人への支援	子どもの読書活動や学習活動を支えるため、司書教諭、学校司書、学校開放図書館ボランティア、幼稚園教諭、保育士等への研修の実施など、人材育成や職員の資質向上を支援し、読み聞かせ等の実践的能力の向上や、学校図書館運営の充実にもつなげていきます。 ○司書教諭に対する研修の充実 ○幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実 ○学校司書や学校開放図書館ボランティアに対する研修の充実 ○学校司書の配置（再掲） ○学校図書館ボランティアの派遣（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
22	子どもの読書推進に向けた関係団体との連携	子どもと本の関わりは、家庭や子育て支援施設などでの読み聞かせから始まり、幼稚園や保育所へ広がり、さらに学校へと進むころからは子ども自身で児童会館や図書館などとも関わり合いを持つようになります。 子どもの読書活動を支え、その継続性を保つために、学校における司書教諭の役割や学校図書館の運営・活用に関する実践的な研修を実施するなど、図書館と関係施設や団体などが相互に連携・協力して読書活動の推進に取り組むことを目指します。 ○学校と研究機関等との連携 ○図書館と研究機関・他の図書館との連携 ○図書館とボランティア団体との連携 ○再利用図書の無償譲渡（再掲） ○児童会館における読書活動（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
23	子どもが読書に親しむ環境づくりの検討	子どもの読書に関する実態を定期的に把握するため、「児童生徒の実態に関する基礎調査」⁵⁰を実施するほか、ボランティアによる開放図書館の環境整備を進めることなどにより、子どもが読書に親しむ環境づくりを引き続き検討していきます。 ○札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査 ○開放図書館運営による読書活動の促進（再掲）

コラム 《札幌市中央図書館のユニバーサルデザイン⁴⁶》

札幌市中央図書館は、第2次図書館ビジョンの期間中である平成26年（2014年）までに施設の大改修を行うなど、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に、快適に利用できるよう、ハード、ソフトの両面でユニバーサル化を図ってきました。

具体的には、分かりやすく、見やすい案内表示への改善や電算システムの改善などのほか、「見えにくい」に対応する大活字本や拡大機、「聞こえにくい」に対応する補聴器サポートやFAX照会、「体が不自由」に対応する障がい者向け郵送貸出などに取り組むとともに、職員向けには障がいのある方への合理的配慮や共生社会に関する研修を実施するなどの取組を実施しています。

国は、令和元年（2019年）6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（いわゆる「読書バリアフリー法」）を施行、同法に基づく「基本的な計画」を令和2年（2020年）7月に策定しました。

この計画では、基本的な方針として「アクセシブルな書籍⁴⁷等」の普及や拡充、障がいの種類・程度に応じた配慮などを掲げるとともに、地方公共団体にも同法や同計画に基づく計画策定、施策の推進を求めています。

札幌市でも、本計画や「さっぽろ障がい者プラン」などを、策定が求められる計画として位置付けることとしており、これまでの取組を継続しつつ、専門機関・団体と連携した当事者のニーズ把握や、さらなる施策の推進に向けて検討を進めます。

50 札幌市の小学生・中学生・高校生を対象に、意識や心情、生活・行動などについて、3年おきに調査している。

質問項目には「地域の図書館を利用する頻度」や「1か月の読書量」を問うものがある。

51 高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。【『デジタル大辞泉』小学館】

52 「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」。例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック7、布の絵本等。【読書バリアフリー法第2条第2項】

基本方針３ 全ての市民の学びと情報の拠点としての環境整備

- 地域の身近な情報拠点として、図書館の機能を強化するとともに、学習支援や情報収集・活用能力の向上を支援するなど、全ての人が生涯にわたる学びを深め、学び合う機会に出会える活動の場としての役割も果たしていきます。
- 子どもから大人まで生涯にわたる学習を支える場である図書館として、市民が本を楽しめる場を提供するだけでなく、レファレンス機能を向上させ、利用者同士の情報交換の場としての活用を進めるなど、課題解決の支援や人と人とのつながりを支援する機能をさらに強化していきます。

(1) 市民の課題解決を支援する機能を強化する

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
24	市民の身近な課題解決の支援	働く世代の知的好奇心をくすぐるような選書や図書展示を通じて、豊かな社会生活を営むための暮らしや仕事に役立つ資料・情報の提供など、市民の抱える様々な個別の課題に寄り添い、人と人がつながり合うことを支え、身近な課題解決を支援していきます。 ○身近な課題解決の支援 ○働く世代の学びの支援【新規】 ○テーマ別の図書展示の充実（再掲） ○課題解決に役立つ棚づくり（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
25	レファレンス機能の更なる充実	地域の課題解決の一助として、外部の専門機関と連携した情報提供やセミナー開催など、レファレンス機能の更なる充実に取り組みます。 また、商用データベース⁵³の利用促進やパスファインダー（調べもの案内）の更新、非来館型のサービス提供など、情報活用に関する機能の充実を図っていきます。 ○専門機関との協働による無料相談窓口の実施【新規】 ○レファレンスサービスの充実と利用促進

⁵³ インターネットで提供されるデータベースシステム。中央図書館、図書・情報館で無料で利用できる。

(2) 身近な地域の学びの場・情報拠点としての機能を強化する

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
26	市民の生涯にわたる学びの支援	学びたいと思った市民がいつでも身近な地域で学んだり、学び合うことが出来る活動の場としての環境づくりのため、生涯学習センター⁵⁴を拠点とした「さっぽろ市民カレッジ⁵⁵」との連携や、地域イベント参加による図書館の役割のPR など、学びを深めるという視点を重視した事業を展開し、市民の生涯にわたる学びを支援していきます。 ○さっぽろ市民カレッジの充実【新規】 ○地域イベントへの参加検討【新規】 ○学校図書館の地域開放の推進（再掲） ○身近な課題解決の支援（再掲） ○医療・保健分野の情報発信機能の強化【新規】（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
27	市民に身近な情報拠点としての機能充実	市民に身近な生活や仕事、地域活動などのあらゆる場面で直面する様々な課題に対して、図書館のデータベースに関するセミナー・イベントの開催やその活用など、課題解決を支援する情報拠点の機能の充実に取り組みます。 ○図書館データベースのPR【新規】 ○郷土資料、行政資料の収集・保存・活用（再掲） ○働く世代の学びの支援【新規】（再掲）

(3) 学びと情報の拠点となることを目指す

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
28	地域の生涯学習拠点としての役割の検討 重点	市民に身近で、学びを深めることのできる重要な施設として、今後も市民に読書活動の場を提供するとともに、地域の生涯学習の拠点の役割を担うことができるよう、生涯学習振興財団と連携して、市民の新たな活動に取り組むきっかけや活動の場づくりに必要な検討や調査・研究を進めていきます。 ○地域の生涯学習の場としての地区図書館に関する調

⁵⁴ 幅広い分野にわたる各種講座の開講、学習成果の発表の場や各種研修施設の提供などの活動をととして、市民のさまざまな生涯学習活動を支援する札幌市の施設。

⁵⁵ 市民に市民活動、産業・ビジネス、文化・教養などさまざまな分野での学習機会を提供する。年3期に分けて講座を開催。

	査・研究【新規】 ○他施設へのアウトリーチに関する調査・研究【新規】（再掲） ○働く世代の学びの支援【新規】（再掲） ○地域イベントへの参加検討【新規】（再掲） ○身近な課題解決の支援（再掲）
--	---

コラム 《郷土資料と寄贈》

札幌市の図書館は、昭和 25 年（1950 年）に現在の時計台に開設され、70 年が経過しましたが、その前身とされる北海道教育会の附属図書館は、更に遡ることおよそ 50 年、明治 32 年（1899 年）に大通西 4 丁目に設置されていました。

それ以降の出版物については、図書館に所蔵するかどうか検討された可能性はあるものの、図書館のあるなしに関わらず、それ以前にも様々な資料があったはずです。

とはいえ、古い資料のほとんどは紙でできているため、長期保存が難しく、図書館が保存できなかった資料も、当然のことながら数多く存在したことでしょう。

札幌市図書館条例には、図書館法に基づいて「図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」と定められており、資料の収集や保存が大きな役割であることがわかります。

図書館は、ご利用いただく図書をできるだけ幅広くご用意できるよう努力していますが、予算や保管場所などの制限から、全てのご要望にお応えするのは困難であり、中でも、予約などが集中する「ベストセラーや話題の図書」と、「郷土資料」については、市民の皆さまからの寄贈が大変重要です。

特に「郷土資料」については、一般に流通している本のほかに入手が難しい社史・学校史・町内会記念誌・文芸などの自費出版等各地域の刊行物や、北海道内の古地図・絵葉書などがあり、その保存と活用は札幌市の図書館に求められる大きな機能の一つと言えます。

社会の記録・記憶を保存していくことも、札幌市の図書館の重要な役割の一つですので、今後とも、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

基本方針４ 持続可能な図書館サービスを見据えた図書館運営

- 公共図書館はサービスを提供するだけでなく、市民が自由に情報にアクセスし、その情報に基づいて自らの在り方を決定したり、生活の向上に役立てることができる場所です。今後もそうした場であり続けられるよう社会情勢や市民ニーズに対応し、社会の変化を踏まえた効果的・効率的な図書館の管理運営手法を検討し、将来にわたって持続可能な図書館運営ができるよう環境整備を進めていきます。

(1) 将来にわたって持続可能な図書館とするための取組を進める

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
29	計画的な施設・設備の改修	老朽化した施設・設備の維持管理はもとより、利用者の安全・安心や今後の図書館サービス拡充への対応を見据えて、施設・設備の改修を計画的に進めていきます。 ○図書館施設・設備の計画的な維持管理・改修

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
30	図書館サービスに関する市民との協働の検討	将来にわたって持続可能な図書館とするためには、市民との協働や市民参加を進め、図書館と市民の質の高い関係性を構築することが必要です。 このことから、引き続き、利用者から寄せられる要望・苦情の分析や利用者アンケートを実施するとともに、これまでの手法にとらわれず、図書館サービスの課題を市民と共有できるよう検討していきます。 ○満足度や評価についての調査の継続 ○再利用図書が無償譲渡（再掲） ○寄附・寄贈募集手法の検討（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
31	将来も継続できる図書館サービスの検討 重点	公共図書館はサービスを提供するだけでなく、地域住民が自らの在り方を見つけることができる場所です。このような可能性を持つ図書館の役割や将来に向けた在り方に関する調査・研究を行い、図書館のサービスを継続的に安定して提供していけるような取組を検討していきます。

		○資料の取り扱いマナーの啓発【新規】 ○図書館の役割や在り方に関する調査・研究【新規】 ○図書館のあるべき施設配置についての調査・研究【新規】
--	--	---

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
32	図書館を運営する資源の確保に向けた検討	多様化、高度化する市民の要望に応えるため、図書館を運営していくための資料の充実などにつなげる広告導入の調査研究や、市民からの寄附・寄贈の手法の見直しなど図書館を支えて行くための新たな取り組みについて検討します。 ○広告導入についての検討【新規】 ○寄附・寄贈募集手法の検討

(2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じた図書館サービスの検討を進める

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
33	新たな時代の図書館サービスの検討	情報化の急激な進歩、図書館サービスに対するニーズの多様化・高度化等の現状をしっかりと捉え、図書館のサービスを出来るだけ維持しながら「新しい時代の生活様式」などを踏まえ、市民が安心してご利用いただける図書館を目指していきます。 ○図書館における感染症対策の徹底【新規】 ○電算システムの更新（再掲） ○サピエ図書館の登録者増加に向けた取組【新規】（再掲） ○地域の生涯学習の場としての地区図書館に関する調査・研究【新規】（再掲）

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
34	図書館の運営を担う人材の育成	社会の変化に応じた図書館サービスをはじめ、行政分野や地域の課題にも精通し、高度な知識・技術により的確なサービスを提供できる図書館職員の育成を目指します。 また、図書館を支える方たちの養成に引き続き取り組むとともに、その成果を活かす活動の場を積極的に提供するように努めます。 ○図書館職員研修の実施 ○視覚障がいのある方が利用される図書を製作するボ

		ランティアの育成【新規】(再掲) ○学校司書や学校図書館ボランティアに向けた支援の充実(再掲)
--	--	--

(3) 民間活力の導入を含む図書館の効果的・効率的な管理運営手法を検討する

NO.	方 策	内 容
		具体的事業
35	図書館運営の在り方の継続的検討	これまでに、区民センター図書室及び各地区センター図書室において指定管理者制度⁵⁶を、図書・情報館1階及び大通カウンターにおいて業務委託を導入するなど、民間活力の導入によりサービスの維持向上を図ってきました。 引き続き、将来にわたって図書館に求められる役割や市民ニーズ等に柔軟に対応するため、図書館運営のあるべき姿の検討を行います。 ○民間活力導入の検討 ○図書館の役割や在り方に関する調査・研究【新規】(再掲) ○図書館のあるべき施設配置についての調査・研究【新規】(再掲) ○寄附・寄贈募集手法の検討(再掲)

コラム 《持続可能な開発目標 (SDGs)》

平成27年(2015年)9月にニューヨーク国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダは17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)からなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs [エス・ディー・ジーズ])」を掲げ、令和12年(2030年)に向けた国連加盟国共通の目標として、達成に向けて取り組むこととされました。

札幌市は、平成30年(2018年)6月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、「札幌市SDGs未来都市計画」

を策定、総合的な施計画の策定や各種取組に際して、SDGsの視点や趣旨を反映させることとしています。

この計画では、様々な取組を通して、17の目標のうち、主に「16 平和と公正をすべての人に」、「10 各国内及び各国間の不平等を是正する」、「4 質の高い教育をみんなに」、の実現に寄与していきます。



⁵⁶ 普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設の管理を他の団体に行わせる仕組み。

第7章 計画の推進のために

1 進行管理及び評価・検証

本計画を着実に進行していくためには、計画に掲げた施策の効果を評価・検証していく必要があります。

このため、評価・検証にあたっては、来館者アンケート調査により、市民の要望や満足度を継続的に把握していくとともに、次に定める成果指標の動向なども参考としながら有識者や市民の視点を取り入れるため、毎年度、附属機関である図書館協議会に取組の実施状況を報告し、進捗管理を行うとともに、点検・評価を受けたうえで、次年度以降の施策の見直しや事業の改善に活かしていきます。

なお、計画策定後の社会情勢、子どもの読書活動や図書館を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった際は、適宜計画の見直しを行うものとします。

<成果指標>

●図書館の利用に満足している人の割合

現状値：令和2年(2020年)度	目標値：令和7年(2025年)度
89.6%	92.0%

図書館ビジョンに基づき様々な取組を行ってきましたが、将来の社会の成熟などに伴って、市民生活や様々な活動に役立つ図書館としてニーズが一層多様化すること、市民への情報発信や職員のスキルや施設運営体制などに、更なる改善や向上が求められていることから、本指標を設定することとします。

●読書が好きな子どもの割合

	現状値：令和2年(2020年)度	目標値：令和7年(2025年)度
小学校5年生	78.5%	79.0%
中学校2年生	69.8%	78.0%
高校2年生	70.1%	75.0%

子ども読書プランでは、家庭や地域、図書館、学校等における様々な取組を実施してきましたが、子どもの読書活動を十分に活性化させるには至らなかったと言わざるを得ません。引き続き、着実な努力を続けていくことが必要と考えられることから、本指標を設定することとします。

2 推進体制

市民の生涯にわたる学びや創造的な活動を支えるため、市民活動団体・企業・教育機関・行政などのオール札幌で課題解決に取り組んでいくという視点から、図書館を含む行政は、これらの主体により行われる取組が効果的に行われるよう、これまで以上に行政内の連携を推進するとともに、各主体と連携していきます。

資料編

- 1 読書活動についてのアンケート調査結果（概要）
- 2 統計データ（札幌市図書館の利用実績等）
- 3 取組項目一覧
- 4 策定経過
- 5 札幌市図書館協議会審議経過
- 6 パブリックコメント手続
- 7 関係法令等